

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行																																																	
(略)			(略)																																																	
<p><u>附 則</u> この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>																																																				
<p>別表 1 保険適用外の料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>			区分		金額	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	<p>別表 1 保険適用外の料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病衣貸与料</td> <td>病衣を貸与する場合 1日につき</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td>消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。</td> <td style="text-align: right;">(86)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">紙おむつ等提供料</td> <td>成人用紙おむつ 1枚あたり</td> <td style="text-align: right;">132</td> </tr> <tr> <td>小児用紙おむつ 1枚あたり</td> <td style="text-align: right;">103</td> </tr> <tr> <td>新生児用紙おむつ 1枚あたり</td> <td style="text-align: right;">95</td> </tr> <tr> <td>尿取りパッド 1枚あたり</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> </tbody> </table>			区分		金額	(略)	(略)	(略)	病衣貸与料	病衣を貸与する場合 1日につき	94	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。	(86)	(略)	(略)	(略)	紙おむつ等提供料	成人用紙おむつ 1枚あたり	132	小児用紙おむつ 1枚あたり	103	新生児用紙おむつ 1枚あたり	95	尿取りパッド 1枚あたり	60
区分		金額																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
(削除)	(削除)	(削除)																																																		
	(削除)	(削除)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
(削除)	(削除)	(削除)																																																		
	(削除)	(削除)																																																		
	(削除)	(削除)																																																		
区分		金額																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
病衣貸与料	病衣を貸与する場合 1日につき	94																																																		
	消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。	(86)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																		
紙おむつ等提供料	成人用紙おむつ 1枚あたり	132																																																		
	小児用紙おむつ 1枚あたり	103																																																		
	新生児用紙おむつ 1枚あたり	95																																																		
	尿取りパッド 1枚あたり	60																																																		
(略)			(略)																																																	
<p>【改正理由】</p> <p>令和8年4月1日から入院セットを導入することとなり、病衣貸与料及び紙おむつ等提供料が不要となるため、所要の改正を行うものである。</p>																																																				